# 参考資料

#### (職員給与関係資料) 第2表 第3表 職員の平均給与月額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70 職員の給料表別・級別・号給別人員分布・・・・・・・・・・・・・・・・ 71 第5表 第6表 行政職給料表の経験年数別、学歴別人員および平均給料額・・・・・・・・・・・・・・・・91 職員の給料表別扶養親族数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・92 第7表 職員の管理職手当の支給状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・92 第8表 職員の地域手当の支給状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・92 第9表 第 10 表 職員の単身赴任手当の支給状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 93 職員の住居手当等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・93 第 12 表 職員の通勤手当および通勤の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 94 第 13 表 再任用職員の給料表別・級別人員分布・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 97 (民間給与関係資料) 令和7年職種別民間給与実態調査について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 100 第 15 表 産業別・企業規模別調査事業所数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 101 第 16 表 民間における企業規模別・職種別・学歴別給与額等・・・・・・・・・・・・・・・・ 102 第17表 民間における職種別・学歴別・企業規模別初任給・・・・・・・・・・・・・112 第 19 表 民間における通勤手当の支給状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 112 第 20 表 民間における特別給の支給状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 113 第 21 表 民間における初任給の改定状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 114 第 22 表 民間における給与改定の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 114 第23表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況・・・・・・・・・・・・・115 第 24 表 民間における定年制の状況等 ・・・・・・・・・・・・・・・ 115 (生計費関係資料) 令和7年4月の標準生計費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・118 第 25 表 大津市における費目別、世帯人員別標準生計費・・・・・・・・・・・・・・・・・ 118

# 職員給与関係資料

# 令和7年職員給与等実態調査について

#### 1 調査の目的と時期

この調査は、地方公務員法第8条第1項第2号の規定に基づき、一般職に属する職員の 給与について検討するため、令和7年4月1日現在在職する職員(同日付けの退職者を除 く。)について4月分の給与等の実態を調査したものである。

#### 2 調 査 対 象

滋賀県職員等の給与等に関する条例(以下、「条例」という。)、滋賀県公立学校職員の 給与等に関する条例(以下、「学校職員条例」という。)、滋賀県一般職の任期付職員の採 用等に関する条例、滋賀県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例または滋賀県技能 労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則(以下、「規則」という。)の適 用を受ける職員(臨時または非常勤の職員、休職中、休業中、育児短時間勤務中または派 遣中の職員を除く。)を対象とした。

#### 3調查事項

調査対象に該当した全職員について、適用給料表別に職員の学歴、性別、年齢、職務の級、号給および給料、扶養手当、地域手当等の給与について調査するとともに扶養家族の状況および通勤の状況等を調査した。

#### 4 集 計

人事委員会事務局において実施した。

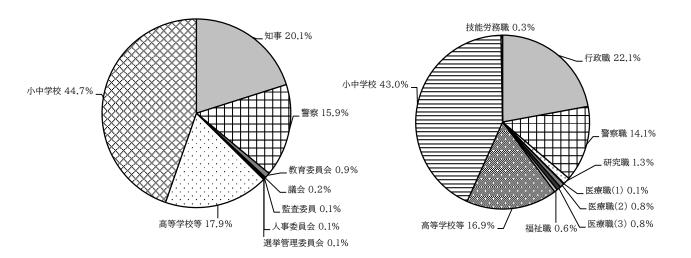
第1表 部局別・給料表別人員数

給料	表		- 当	吊	知 事	警 察	教 育 委員会	議会	監査	人 事 委員会	選 挙 管 理 委員会	高等学校等	小学校 および 中学校等	計
					人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行		政		職	2,668	268	120	28	13	11	6	178	304	3,596
警		察		職	-	2, 293	_	_	-	_	-	-	-	2,293
研		究		職	203	17	_	_	-	_	-	-	-	220
医	療	職	(	1)	20	_	-	-	-	-	-	-	-	20
医	療	職	(	2 )	128	_	-	-	-	-	-	-	1	129
医	療	職	(	3 )	119	3	1	_	-	_	-	_	-	123
福		祉		職	98	_	_	_	-	_	-	_	-	98
高等	等 学	校 等	教育	育 職	_	_	18	_	-	-	-	2,725	-	2,743
小学	校およ	び中学	校等教	效育職	_	_	15	_	-	-	-	-	6,983	6,998
技	能	労	務	職	31	6	_	_	-	_	-	12	-	49
		計			3, 267	2, 587	154	28	13	11	6	2,915	7,288	16,269

- 注1 教育委員会のうち高等学校等教育職および小学校および中学校等教育職については、定数内指導主事の数字である。
  - 2 小学校および中学校等の数字には、県立中学校の職員39人(小学校および中学校等教育職37人、行政職2人)を含む。
  - 3 再任用職員は、含まれていない(以下第12表までおよび第14表において同じ。)。
  - 4 定年が段階的に引き上げられることに伴い、条例付則第 16 項、学校職員条例付則第 17 項または規則付則第 2 項により給料月額が決定される職員を除いた数値である(以下第 13 表までにおいて同じ。)。

## 部局別

# <u>給料表別</u>



第2表 職員の給料表別・学歴別・性別人員構成

区分	学	歴 別 人	員 構 成	比		性別。	人員構	成 比	
給料表	中学卒	高校卒	短大卒	大学卒	男	平均年齢	女	平均年齢	男女平 均年齢
	%	%	%	%	%	歳	%	歳	歳
行 政 職 給 料 表	-	15.2	9.4	75.4	64.2	42.0	35.8	39.1	40.9
警察職給料表	_	40.1	2.9	57.0	89.0	40.1	11.0	34.5	39.5
研 究 職 給 料 表	-	3.7	1.8	94.5	76.4	43.1	23.6	41.7	42.7
医療職給料表(1)	-	-	-	100.0	70.0	47.4	30.0	36.7	44.2
医療職給料表(2)	-	-	10.9	89.1	48.1	44.4	51.9	42.2	43.3
医療職給料表(3)	-	-	33.3	66.7	8.9	37.6	91.1	43.3	42.8
福祉職給料表	_	4.1	15.3	80.6	<b>55.</b> l	36.7	44.9	37.3	36.9
高等学校等教育職給料表	_	1.2	2.6	96.2	54.3	41.9	45.7	42.3	42.1
小·中学校等教育職給料表	_	0.1	3.4	96.5	47.1	38.4	52.9	39.1	38.8
技能労務職給料表	42.9	30.6	18.4	8.1	77.6	49.6	22.4	53.6	50.4
計	0.1	9.4	4.9	85.6	58.3	40.4	41.7	39.6	40.1

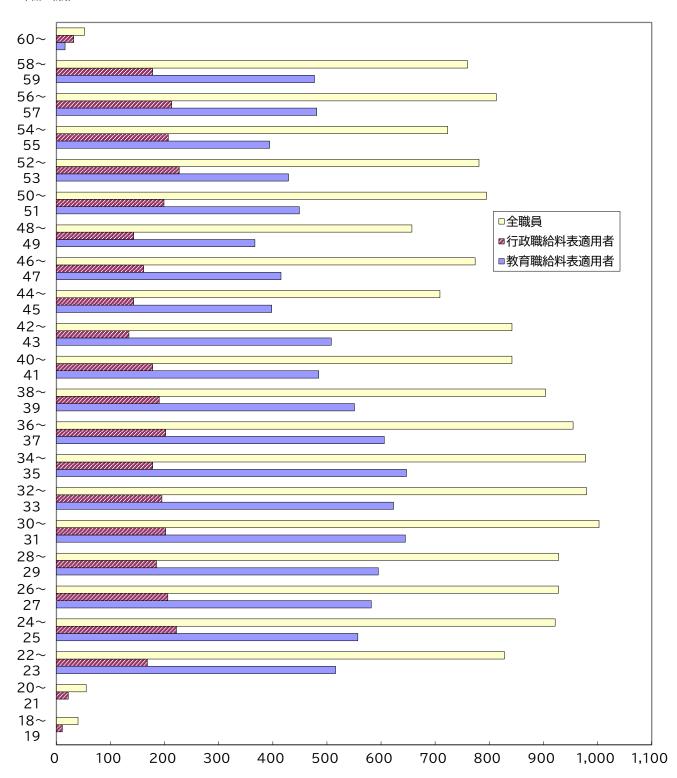
# 第3表 職員の年齢階層別構成

## 1 年齢階層別構成

職種	一般職員						教育職員				
年齢階層		行 政	研究	医 療	福 祉	技能労務		高 等 学校等	小学校・ 中学校等	警察職員	全職員
歳	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
~ 24	8.5	9.0	3.6	4.0	16.3	8.1	8.4	6.0	9.3	10.0	8.6
25 ~ 29	13.4	13.7	10.9	10.7	22.4	4.1	14.7	10.1	16.6	12.7	14.1
30 ~ 34	13.0	13.2	12.3	11.0	14.3	4.1	16.3	15.0	16.9	14.3	15.2
35 ~ 39	13.5	13.7	13.2	14.0	9.2	8.2	15.2	14.7	15.4	13.1	14.5
40 ~ 44	11.3	10.7	17.7	13.6	10.2	14.3	12.5	11.7	12.8	16.4	12.7
45 ~ 49	11.0	10.4	13.2	17.6	11.2	10.2	9.8	11.5	9.1	14.4	10.8
50 ~ 54	14.1	14.4	14.1	10.7	8.2	20.4	11.0	15.8	9.1	11.0	11.8
55 ~ 59	14.3	14.0	15.0	16.9	8.2	30.6	11.9	14.8	10.7	8.1	12.0
60 ~	0.9	0.9	-	1.5	-	-	0.2	0.4	0.1	-	0.3
<b>1 早米</b>	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
人員数	4,235	3, 596	220	272	98	49	9,741	2,743	6,998	2, 293	16,269

#### 2 年齢階層別構成(グラフ)

年齢(歳)



人数(人)

第4表 職員の平均給与月額

	給	料	表	平均年齢	給 料	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	その他	計
				歳	円	円	円	円	円	円	円
行		政	職	40.9	330,686	8,416	20,556	10,202	6,591	163	376,614
警		察	職	39.5	354, 287	15,501	21,568	1,965	3,543	450	397, 314
研		究	職	42.7	370, 263	10,184	22,628	10,130	8,043	2,045	423, 293
医	療	職	(1)	44.2	459,500	7,050	82,170	47,015	10,500	237, 325	843, 560
医	療	職	(2)	43.3	353, 383	9,496	21,410	6,781	8, 109	10,023	409, 202
医	療	職	(3)	42.8	349, 444	5,777	21,107	4,507	5,760	-	386, 595
福		祉	職	36.9	333,602	7,755	20, 171	2,287	7, 195	_	371,010
高	等学	校等	教育職	42.1	392,318	9, 101	23, 359	3,211	6,857	7, 354	442, 200
小中	学校	校 お を等す	よび 致育職	38.8	369,080	7,918	22,038	5,062	5,897	5,160	415, 155
技	能	労	務職	50.4	331,028	8,378	19,497	_	3,061	612	362, 576
全		職	員	40.1	361,952	9, 323	21,918	5, 547	5, 931	3,960	408,631

注1 給料は、給料の調整額および教職調整額を含む。

<sup>2</sup> その他は、初任給調整手当、単身赴任手当(基礎額)、特地勤務手当等、産業教育手当、定時制通信教育手当および義務教育等教員特別 手当である。

# **第5表 職員の給料表別・級別・号給別人員分布** 行政職給料表

11 以 11 和 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 1			1	1	1				1
級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
			1		1		2		
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16			1		1			3	
3								5	2
5								3 5 16 21 2	3 16
6			1	1				2	1
8		68	3						
9	6	68 7	1				1		
10 11		21 3							
12	6	21 3 56 2 29 10 74	28						
13		2	13				9		
15	1	10	10				2 36 16		
16	1 4 2	74	33				16		
17 18	2	10 31	29				13		
19	1	3	10				9		
20	10	31 3 50 9 26 10 47	26				3		
22	1 2	26	30				8		
23	11	10	13				5		
25	2	10	1 11 28 13 22 10 33 10 29 10 26 13 30 13 33 13 31 15 29 15 24 13 29 15 24 17				13 9 3 10 8 5 5 2 2	<del>                                     </del>	
26	2	30	31				2		
27 28	2 2 8 76 7 3 95 3 10 3 88 9 14 2 6	30 13 49 12 25 5 14	15	1			2	1	
29	76	12	14	Î			5		
30	7	25 5	29	1			3		
32	95	14	24	1 2					
33	3	3 11	13	1		1	1		
34 35	10 3	11 1	22 20	4		1	1		
36	88	1 8	26	3		1			
37	9 14	1 1	29	1 2 4 3 17 8 11 8 15 6 14		2 5 14 2 44 13 14 6 19 8 19 9			
39	2		28	11		14	1		
40	6	2 2 1	17	8		2			
41 42		1	10	6		13			
43	2 1		22	14		14			
44 45	1	1	20	10	2	19	3		
46		1 2	17	8	2 2	8		İ	
47 48	1		18	11   8	1	19   9			
49	1	1	20	7	1	12			
50			13	9 10 8 11 8 7 12 9	1 1	4 10			
52			15	11	2	5			
18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 555 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 667 68	2		16 10 22 22 20 17 18 8 20 13 20 15 15 11 16 10 12 7 7	16 8 11 5	1 4 2 4 6 4	5 17 3 14 7 9 3 3 4 3 1			
54 55	1		16	ŏ	0 4	3   14			
56			10	5		7			
57 58	1 1		12 7	16 11	3 3 4 11 15	9			
59	•		7	15 10	4	3			
60			11 2	10 16	11	4 2			
62				8	6	3			
63	2 1		7	13	7 5	1 1			
65	1		7 2 4 7 3	13	13	1 1			
66	0		7	8	7	1 1 1			
67 68	2		3	14 5	20 14				
69			5	7	12	2			
70	1		3 2	9	5				
69 70 71 72 73 74 75 76	1		5 3 3 2 3 2	8 13 5 13 8 14 5 7 9 11 5 7	6 7 5 13 7 20 14 12 5 15 9 9 6 8				
73	1		3	7	9	9			
75			1 1	4	8				
76			Ī	4 3	9				
						_		-	

級									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9
号給	_	_		_			,		,
77			2	7	12 9 13 15 15 7 17 7				
78			2 1 1	7 3 6 2 7 5 5 3	9				
79			1	6	13				
80		1 1	_	2	15				
81		-	2.	7	15				
82	3		l ī	j .	7				
83	3 1		ĺi	Š	17				
84	_		2 1 1 1	l š	7				
85			2	165	99				
1 86			l ī I	100	- 00	Ī			
87			•						
l 88									
89	1		2						
I 90			"						
91	1								
J 92	l 1		2						
93	1 4 41		1						
94	71	İ							
1 95									
1 96									
97									
1 98			1						
1 00			1						
100			1						
100			1						
101			1						
102									
103			2						
104									
100			1						
100			1 1						
107			1						
100			23						
109		l	۷3						
110									
111									
112									
113									
114									
110									
110									
111/									
110									
119									
120									
121									
122									
123									
77 78 79 80 81 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125  \$\frac{1}{3}\frac{1}{4}\frac{1}{4}\$									
145	112	649	1,017	609	102	272	136	47	20
一一	443	1 649	1,017	1 609	403 3,596	414	130	4/	20
総計					J, DYO				

## 警察職給料表

<b>警祭職給料表</b>									
級	1	2	3	4	5	6	7	8	9
号給	1		J	*			'	o	<sup>3</sup>
1									
2 3 4									
3									14
									3
5									
7									
8									
9	9								
10	1								
11									
12	16								
13	4								
14 15	1								
15 16	13								
17	13 1								
18	3			1					
19				1					
20	13		3	1					
21									
22	5		1						
23	1								
24	19	27	3	1					
25	42	1	,	1				,	
26	6	6	1	5				1	
27 28	2 51	1	9	4				4	
29	2	45 2	3	4				10	
30	5	9	8	5				2	
31	3	,	0					3	
32	7	32	9	4				2	
33	1	3		1				_	
34	3	9	6	6					
35	1	3	2						
36	3	33	34	11	1				
37	1		1	2	2				
38	1	12	20	4	2		1	1	
39	1	7	3	_	1				
40	2	22	18	7 4	3		1		
41	2	3 11	21	14	2		6 1	1	
42 43	1	3	4	14	1 4		12	1	
44	1	25	17	9	3		12		
45		4	4	1	2		2		
46		7	20	11	3		1		
47		2	4	3	4		-		
48		5	19	8	3				
49		2	3	4			4		
50		1	15	11	4				
51		3	3	4	6		4		
52	1	1	23	10	5	0	1	<b>_</b>	
53 54	1	2	5 20	3 16	5 5	2 3	3		
54 55		1	1	10	۵	3	2 5		
55 56		1	11	3 14	9 5	1	]		
57		1	5	6	4	1	3		
58		1	13	15	3	i			
59		2	5	4	8		4		
60	1	1	16	7	12	5	2		
61		1	1	6	18		2		
62		3	9	11	8	2 3			
63		1	3 15	6	6	] 3		1	
64			15	17	7	1	1	<b> </b>	
65 66		1	5 0	9 17	11	2	1		
00 67		1 1	3 3	8	10 6	1 1			
68		1	8	19	6	2			
66 67 68 69		1	9 3 8 3	7	14	2 2 6 3 4			
70		1	7	23	1	<u> </u>			
71			1	11	8	3		1	
72			5	13	13	4			

級									
号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
73			1	11	10				
74 75			6	17	4	5			
75 76			3 7	14 12	5 6	10 4			
77			2	12	5	4			
78 79			4	12	4	4 3 5			
79			2	10	5 5	5			
80 81			6 2	7 14	4	1			
82 83			3	8 9	7	1			
83			2	9 12	5 4	4			
84 85			3	13	52	1 14			
86			2	13	<u> </u>				
87			_	15					
88 89			5 1	8					
90			6	8 8 10					
91			2	10					
92 93			4 1	12 12					
94			2	6					
95			3	8					
96 97			1	10					
98 99			1	8 10 2 7 8					
99			1	8					
100			1	6 7					
102			1	i					
103			1	4					
104			1 2	6 7					
101 102 103 104 105 106 107				3					
107			2	3 4 5					
108 109		2	2	5 7					
110			2	2					
111			1	2 9					
112 113			1	3 6					
114			1	4 5					
114 115				5					
116 117			1	7 10					
118			l i						
119				5					
120 121				5 5 3 46					
122				40					
122 123									
124 125									
126									
127			1 1						
128 129			1						
130									
131									
132 133									
134									
135			1						
136 137									
138									
139									
140 141									
142 143									
143									
144 145									
計	222	298	483	781	321 2, 293	92	55	24	17
総計					2, 293				

## 研究職給料表

研究					
級	1	9	9	4	F
号給	1	2	3	4	5
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16					
3					
4					
5		2			1
6					1 3
7		,			3
8		1			1
10		1	3		1
10		1	1		
12		4	2		
13		i	1		
l 14		•	•		
15					
16		3			
17		1	1		
18		$\begin{bmatrix} 1 \\ 2 \end{bmatrix}$	1 2		
19		2	2		
20			1		
41			1		
22					
24		5	5		
25			1		
1 26		1 3			
27			1 3		
18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76		4			
29		1	1		
30		_	5 1	_	
31		1 2	l	5 1	
32		2	3	l	
33		1	1		
34		1		4	
36		1	3	4	
37		1	J	2	
38		$\frac{1}{2}$			
39		_	2	2	
40		6	1	1	
41		2	1		
42		1	1 2 2		
43		,	2	4	
44		<u>l</u>	1	1	
45		2		3	
40		4	1	ð	
1 47		3	1	3 1	
49		3 2 2 1	1	2	
50		$\frac{1}{2}$	ĺ	2 3 2	
51		1		2	
52		1	3		
53		_		1 1	
54		2	,	l	
55		1	1		
57		1 1	1		
58		1	1 1		
59		1	1 2 1		
60		ĺ			
61		ĺ			
62			1 5 1 3		
63		2 2	1		
64		2	3		
65		1			
66					
01			4		
60		1	4		
70		1			
71		1			
72			2		
73					
74			1		
75			1 3		
76			1		
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					

級					
	1	2	3	4	5
号給	_	_		_	
77			1		
<b>l</b> 78			1 2 1		
<b>l</b> 79			1		
80			l i		
81			18		
82					
83					
84					
85					
l 86					
87					
88					
89					
1 90					
I 91					
02					
93					
94					
95					
06					
07					
1 00					
00					
100					
100					
101					
102					
103					
104					
100					
100					
107					
100					
109					
110					
112					
113					
114					
115					
110					
117					
118					
119					
120					
777 778 779 80 81 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121		7.5	104	0.5	
<u>計</u> 総計	0	75	104 220	35	6
■ 系統 言士	I		7.70		

#### 医療職給料表(1)

医療職給料表(				
粉 号給	1	2	3	4
3		1		
5	3	1		3 5
7 8	3			3
9	3		1	
11 12			1	
13				
15 16				
17 18				
19 20			1	
21 22				
23 24			1	
25 26				
1 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7 8 8 9 10 11 1 12 13 14 15 16 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53	1			
30 31				
32				
34 25				
36 37				
38 39				
40 41				
42 43				
44 45				
46 47				
48				
50 51				
55 56				
57 58				
59 60			1	
61 62				
63 64				
65 66				
68				
70 71				
72				
74 75				
76				
78 79				
80 81				
82 83				
54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 77 78 79 80 81 82 83 84		1	4	
<u>計</u> 総計	7	1 2	4	8

#### 医療職給料表(2)

医療職給料表(							
級 号給	1	2	3	4	5	6	7
1							
1 2 3 4 4 5 5 6 6 7 7 8 8 9 10 11 11 12 13 14 15 16 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76							
5							
7							
8 9			1				
10			1				1
12			3				1 2
13 14			3 2 1				
15 16							1
17			2 1				
18							
20 21		2	3				
$\frac{\bar{22}}{23}$		1					
24		1 2	2				
25 26			2				
27 28			4		3		
29			1 1		1		
31					1 1	1 1	
32			<u>1</u> 1			l	
34 35					2 2 2 1		
36					2	1	
38			1		1	1 1	
39 40			1 1 3	1 2			
41 42					1 2 4	1	
43			2 1 2	3 1	4	1 1 1	
45			1		_	•	
46 47			1 1	3	1 1	1 1	
48							
50					$\begin{bmatrix} 1\\2\\2\\2 \end{bmatrix}$	1	
52			1	1	<u>'</u>		
53 54			1	1	3	5	
55 56					1		
57 58				1	1		
59					1 1		
61					1		
63							
64 65					1 2		
66					2		
68							
70					1 1		
71 72							
73 74					1		
75				1	1		
76	<u> </u>				l l		

号給 級	1	2	3	4	5	6	7
77					6		
18							
19							
00							
01							
83							
84							
85							
I 86		İ					
l 87							
88							
77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108							
90							
91							
92							
93							
94							
95				1			
96							
97							
98							
100							
100							
101							
102							
103							
105							
106	'						
107							
108							
109							
計	0	5	40	14 129	51	15	4
総計				129			

# 医療職給料表(3)

- 級 号給	1	2	3	4	5	6
1 2						
3			1			
5			1			
7						
9			1			
10 11			1 2			
12 13		3	2			
14						
16		3	1			
18						
20		4	1			
21 22			2			
23 24		6	1 2 3 2			
25 26		1	1			
27 28		3	2			
1 2 3 3 4 4 5 4 6 4 4 7 4 8 4 4 9			1			
31			1	1		c
33			1			6 5
34 35			1	1		1
36 37				1		
38 39				1		2
40 41				1 1 3		3
42				3		•
44				2		
45 46 47				2		
48					2	
49 50						
51 52				1		
53 54						
55 56				1 1	1	
50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76				1	•	
59 60					2 1	
61				1		
63				_	2	
64 65				3	1 2 3 1	
66 67				1	3 1	
68 69				1		
70					1 2 1	
72				2	1	
74				0		
75 76				2 2	1	

VT7						
級	1	2	3	4	5	6
号給			-			-
77					1	
18					1	
80					2	
81					2 2	
82				1	_	
83						
84						
85					4	
80 97						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
95						
96						
97						
98				1		
99						
100						
101						
103						
77 78 79 80 81 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 111 112 113 114 115 116 117 118						
105						
106						
107						
108						
110						
ĺ						
112						
113						
114		1				
115		1				
117						
118						
119						
120 121 122 123 124 125						
121						
122						
124						
125						
126 127						
127						
128 129 130 131 132 133 134 135 136						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
137						
138						
139						
138 139 140						
141						
144 1/13						
142 143 144						
145 146 147						
146						
147						
148 149 150 151 152						
149						
151						
152						

級 号給	1	2	3	4	5	6
153						
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						
167						
168						
169						
計	0	21	23	32	29	18
総計	123					

## 福祉職給料表

備似職給料衣 						
級	1	2	3	4	5	6
号給	1		ა	4	) J	0
1 2 3 4 5 6 7 8						
$\overline{3}$						
4						
5						
6						
7						
8		1				
9		1				
10		1				
11						
12		2				
9 10 11 12 13						
14		2				
15		2 2 1				
14 15 16 17		1				1
17		1				
18		1				
19		1				
20		2				
21		-				
22		3				
23		1				
24		3 1 2				
18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41	5					
26						
27	1	1				
28	1 4	1 2				
29						
30				1		
31	1	1		_		
32	6	1 2				
33	•	_				
34	1					
35	•					
36		1				
37		*				
38		3	1			
39		ĺ	ĺ	1	1	
1 40		ĺ	1 1 2	1	1	
41		1	1			
42		1	•			
43						
44		2				
43 44 45 46 47 48		1				
46		1 2	1	1	1	
47						
48		1		1	1	
50						
51						
52_		1				
53		1		1		
54						
55				1		
56		1				
57		1				
58		1	1			
59						
60			1			
61			2			
62			1	1		
63				1 1 1		
64		1				
49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76				1		
66						
67						
68						
69						
70						
71		1				
72						
73						
74						
75						
76_						

級		I				
号給	1	2	3	4	5	6
77						
78						
79						
80				9		
81				2		
83				1		
84						
85				5		
80						
88						
89						
90						
91						
93						
94						
95						
97						
98						
99						
100						
78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103						
103						
104						
104 105 106 107 108 109 110						
107						
108						
109						
110						
112						
113						
114						
112 113 114 115 116						
117						
118 119						
119						
120 121 122 123						
122						
123						
124						
126						
127						
125 126 127 128 129						
129						
131						
132						
130 131 132 133 134 135 136						
135						
136						
137						
138						
138 139 140 141 142 143 144						
141						
142						
143						
145						
146						
147						
145 146 147 148 149 150 151 152						
150						
151						
152						
計	18	47	11	18	3	1
総計			·	18		*

## 高等学校等教育職給料表

- 級 号給	1	2	特2	3	4
_				1	
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12					
4					
5		46 6			
7					
8		49 1			
10		12			1
11		12 3 41			2
13					
14 15 16		6 1			1 3 16 9 1 7 7 2 23
16		19			9
17		4			1 7
18		2			7
20	1	40			2
21 22		17			23
23		2			
18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44		4 11 2 40 3 17 2 29 6 10 8 28			
26		10			
27		8 28			
29		7			
30		16 9			
32		16 9 41			
33	1	4		1	
35	1	9			
36	<u> </u>	4 19 9 42 5 22 9 32 4 22 3 38 10 29 11			
38	1	22			
39		9			
41		4			
42	1	22		2	
43		38			
45		10		2	
47		11		8	
45 46 47 48 49	1	41		8 3	
49 50	1	10 32		3 2	
51		10		7	
52		36 11		3 2	
54		30		5	
55 56		11 29		4 5	
57		12		4	
58 59	2	20 23		4 4	
50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76	2 1	32 10 36 11 30 11 29 12 20 23 16 28 17 26 12 14 17 14 17 13 23 24 23 14 23 24 23		3 2 7 3 2 5 4 5 4 4 4 4 4 5	
61 62		28 17		42	4
63		26			
64	1	12			
66	1 2	17			
67 68		14			
69	1	13		1	
70		23			
72		23			
73	1	14	1		
75		14	1		
76		31			

級				T	
号給	1	2	特2	3	4
_		12			
78 70	2	12 13 10 14 3 17	1		
80		14			
81	1	3	1		
83		17 12 27			
84	1 2	27	1		
86	۷	11 19 12 16	1		
87		12	1		
89		15	1		
90		20			
92		15			
93		12	1		
95		9	1		
96	1	13			
98		14			
99		10	1		
101		12			
102		17			
104		18			
777 788 799 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125		15 20 10 10 15 12 30 9 13 14 14 10 22 12 17 11 18 12 15 12 16 12 23 8 12 7 15 15 14 14		4	
107		12			
108		16 12			
110		23			
111		8 12			
113		7			
114 115		15 15			
116		14			
117		14 17			
119	1	14			
120		14 16 21 11 15 15			
122		11			
123 124		15 15			
125		9			
126 127		12 10			
128		12			
126 127 128 129 130 131 132 133		12 10 12 20 14 10 12			
131		10			
132		12			
134		12 16 13 16 8 29 15			
134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144		16			
137		8			
138		15			
140		31			
141		28			
143		31 18 28 24 30 237			
144		237			
146					
148					
149					
151					
146 147 148 149 150 151 152 153					
100	23	2,534	7 2,743	107	72
総計			2,743		

小学校および中学校等教育職給料表

号給 級	1	2	特2	3	4
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44					
5 6					3 11
7 8					3 11 110 56 20 29 15 11 14 13 10 8 6 7
9 10					20 29
11 12					15 11
13 14					14 13
15 16					10
17 18		191 13			6 7
19 20		13 3 204			3 4
21 22					9
$\begin{array}{c} \overline{23} \\ 24 \end{array}$		13 2 219			
25 26					
27 28		5 191			
29 30		19 5 191 9 27 7 190 2 33 9 188 9 53 17			
31 32		7 190			
33 34		2 33			
35 36		9 188			
37 38		9 53			
39 40		17 157	1		
41 42		157 10 47 12 139			
43 44		12 139			
45 46 47 48 49		14 61 14 148			
47 48		14 148			
49 50		1 11		1	
51 52		12 141	1		
53 54		12 70			
55 56		24 121	2	1	
57 58		12 69	1		
59 60		22 117	1 3	2 2	
61 62		12 69	1 1	4 3	
63 64		16 72	1 1	3 5	
65 66		19 82	4 2 1 3	3 9	
67 68		27 68	1 3	5 28	
69 70		39 61		13 13	
71 72		50 55	1 3 1	10 17	
50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76		64 12 141 12 70 24 121 12 69 22 117 12 69 16 72 19 82 27 68 39 61 50 55 58 33 59 35	5	2 2 4 3 3 5 5 3 9 5 28 13 13 10 17 13 16 16 29	
75 76		59 35	5	16 29	

級			d to a	_	,
号給	1	2	特2	3	4
77		56	3 7	11	
78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88		56 43 53 47 60 55 37 59 32 43 33 71		11 19 6 13 128	
80		47	6	13	
81 82		55	1	120	
83		37 50	1 2		
85		32	1		
86 87		43			
88		71	2		
89 90		16 45			
90 91 92 93 94 95 96 97 98 99		45 21			
93		30			
94		62			
96		56			
97 98		28 40			
99		37			
101		54 29			
102 103 104 105		68			
103 104		24 48			
105		46 30 62 29 56 28 40 37 54 29 68 24 48 18 55 19 44			
106 107 108		ວວ 19			
108		44			
109 110		56			
111 112		27 42			
111 112 113 114 115		24 56 27 42 26 51 22 41 23 35 19 28			
114 115		51 22			
116		41			
117 118		23 35			
118 119 120		19			
121		17			
122 123		37 18 38			
124 125		38			
125 126 127		11 32 17			
127		17			
128 129 130 131 132 133		17			
130 131		20 14			
132		23			
133 134		9 18			
135		13			
134 135 136 137 138 139 140 141 142		20 17 20 14 23 9 18 13 18 17 18 7 16 12 12 12 12 22 21 27 6 25 15			
138		18			
140		16			
141 142		12 12			
143		12			
144 145		22 21			
146		$\tilde{27}$			
147		ь 25			
149		15 16			
151		10 11			
152 153		24 20			
154		16 11 24 20 27 27			
147 148 149 150 151 152 153 154 155		27 37			
157 計		37 355	00	0.50	000
計 総 計	0	6, 237	62 6,998	370	329
- HI			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		

#### 技能労務職給料表

1 2 3 4 4 5 6 6 7 7 8 8 9 10 111 122 13 14 15 16 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 56 57 58 59 60 61 62 62 63 64 65 66 67 67 68 69 70 71 72 72 73 74 75 76		2	
3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20			
6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21			
9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20			
11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21			
14 15 16 17 18 19 20 21		1	
16 17 18 19 20 21			
19 20 21			
41			
22 23			
24 25 26	1	2	
27 28			
30 31			
32 33 34		1	
35 36			
37 38 39			1
40 41 42			
43 44			
45 46 47			
48 49 50		1	
50 51 52		1	
53 54 55		1 1	
56 57		1	
58 59 60		1	
61 62 63		1	
64 65		,	
66 67 68		1	1
69 70 71		1	1
72 73		1 1	1
74 75 76			1

号 給	特(1)	(1)	(2)
77 78 79 80		1	
80 81		-	,
82 83 84			1
85 86 87			2
88 89			
90 91 92			1
93 94		1	
96 96 97		1	1
98 99 100			1
81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104			1 1
103 104 105			1
106 107 108 109			1
109 110			1
110 111 112 113			
114			1
115 116 117 118 119 120 121 122 123			1
119 120 121			
122 123 124			1
125 126			1 1
127 128 129			1
130 131 132			1 1
133 134			3 2
135 136 137			1
138 139 140			
125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 151 152 153 154 155 156 157			3
143 144 145			
146 147 148			
149 150			
151 152 153			
154 155 156			
157 計 総 計	0	16 49	33

第6表 行政職給料表の経験年数別、学歴別人員および平均給料額

学歴	大	学 卒	高木	交卒
経験 区分	人員	平均給料額	人員	平均給料額
	人	円	人	円
計	2,711	323, 990	545	314, 483
1 年未満	78	225, 628	6	194, 500
1年以上 2年未満	88	232, 548	7	206, 286
2年以上 3年未満	102	233, 811	6	207, 317
3年以上 5年未満	171	244, 135	26	215, 796
5年以上 7年未満	192	254, 327	36	228, 322
7年以上 10年未満	291	268, 627	43	243, 835
10年以上 15年未満	427	296,760	57	260, 225
15年以上 20年未満	344	329, 563	54	295, 131
20年以上 25年未満	277	370, 294	46	319,800
25年以上 30年未満	256	399,727	54	354, 670
30年以上 35年未満	348	413, 343	95	375, 880
35年以上	137	429, 542	115	372, 885

第7表 職員の給料表別扶養親族数

		区分			扶 養	親族数		受給者1人	全職員1人
給料表			扶養手当 受給者	配偶者	子	配偶者・ 子以外	計	当たりの扶養親族数	当たりの
			人	人	人	人	人	人	人
行	政	職	1,369	602	2, 152	43	2,797	2.0	0.8
敬言	察	職	1,452	768	2,613	15	3,396	2.3	1.5
研	究	職	102	48	161	4	213	2.1	1.0
医療	職	(1)	7	2	10	0	12	1.7	0.6
医療	職	(2)	54	12	92	4	108	2.0	0.8
医療	職	(3)	26	1	55	0	56	2.2	0.5
福	祉	職	32	12	53	3	68	2.1	0.7
高等学	校等教	<b></b>	1,106	391	1,810	45	2,246	2.0	0.8
小 学 7 中学校			2, 450	787	4, 182	66	5,035	2.1	0.7
技 能	労 矛	<b>務</b> 職	23	15	26	1	42	1.8	0.9
	計		6,621	2,638	11,154	181	13, 973	2.1	0.9

注 扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっている者をいう。

# 第8表 職員の管理職手当の支給状況

区分	1種	2種	3種	4種	5種	6種	7種	受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当月額
	人	人	人	人	人	人	人	人	円
受給者	22	71	193	301	142	380	333	1,442	62,586

# 第9表 職員の地域手当の支給状況

	地域手当 地域区分 計	東京都特別区	医療職(1)	滋賀県		
区分	III	20.0%	20.0% 16.0%			
人 員()	人) 16,269	25	20	16,224		
構 成 比(%	%) 100	0.2	0.1	99.7		
平均手当月額 (P	円) 21,918	74, 364	82, 170	21,763		

# 第10表 職員の単身赴任手当の支給状況

-														
	\	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離												
	区分	100km 未満	100km 以上 250km 未満	250km 以上 400km 未満	400km 以上 700km 未満	700km 以上 900km 未満	900km 以上 1,100km 未満	1,100km 以上 1,300km 未満	1,300km 以上 1,500km 未満	1,500km 以上 2,000km 未満	2,000km 以上 2,500km 未満	2,500km 以上	受給者計	手当受給者 1 人当たり 平均手当月額
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	円
	受給者	31	3	1	22	_	-	_	_	-	_	_	57	39,965

# 第11表 職員の住居手当等の状況

#### 1 住居手当の支給状況

	区分	職員数	全職員に対する割合	平均手当額						
		人	%	円						
	支給を受けている者	3,290	20.2	29, 329						
対象	職員自らが居住する借家・借間①	3, 286	20.1	29, 346						
象	配偶者等が居住する借家・借間②	4	0.1	15,000						
	全職員1人当たりの手当額 5,931円									

#### 2 住居手当受給者の家賃額階層別分布

住居の種類 家賃額階層	借家・	借 間
	人	%
13,001 円以上 31,000 円以下	13	0.4
31,001 円以上 55,000 円以下	700	21.3
55,001 円以上	2,573	78.3
計	3,286	100.0
平均家賃額	66,27	2 円

注 1の表①の職員を対象とした。

# 第12表 職員の通勤手当および通勤の状況

# 1 通勤手当の支給状況

区 分	職員数	全 職 員 に 対する割合	受 給 者 に 対する割合
	人	%	%
支給を受けている者	15, 160	93.2	100.0
交通機関のみ利用者	2,821	17.3	18.6
交通用具のみ利用者	11,112	68.3	73.3
自動車使用者	10,572	65.0	69.7
自転車等使用者	540	3.3	3.6
交通機関と交通用具との併用者	1,227	7.5	8.1
自動車との併用者	973	6.0	6.4
自転車等との併用者	254	1.6	1.7
受給者1人当たりの手当額		10,799円	
全職員1人当たりの手当額		10,063円	

注 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累計割合と一致しない場合がある。

## 2 交通機関利用者の1箇月当たり所要運賃額階層別分布

所 要 運 賃 額 階 層	職員	数	割合	累積割合
		人	%	%
10,000円以下	2, 127	(677)	52.5	52.5
10,001円以上 12,000円以下	307	(95)	7.6	60.1
12,001円以上 14,000円以下	207	(38)	5. 1	65.2
14,001円以上 16,000円以下	307	(68)	7.6	72.8
16,001円以上 18,000円以下	196	(59)	4.8	77.6
18,001円以上 20,000円以下	186	(51)	4.6	82.2
20,001円以上 22,000円以下	127	(51)	3.1	85.3
22,001円以上 24,000円以下	213	(70)	5.3	90.6
24,001円以上 26,000円以下	62	(16)	1.5	92.1
26,001円以上 28,000円以下	126	(36)	3.1	95.2
28,001円以上 30,000円以下	45	(11)	1.1	96.3
30,001円以上 32,000円以下	36	(8)	0.9	97.2
32,001円以上 34,000円以下	31	(12)	0.7	97.9
34,001円以上 36,000円以下	19	(9)	0.5	98.4
36,001円以上 38,000円以下	12	(5)	0.3	98.7
38,001円以上 40,000円以下	12	(2)	0.3	99.0
40,001円以上 42,000円以下	7	(2)	0.2	99.2
42,001円以上 44,000円以下	3	(0)	0.1	99.3
44,001円以上 46,000円以下	5	(2)	0.1	99.4
46,001円以上 48,000円以下	2	(2)	0.1	99.5
48,001円以上 50,000円以下	2	(1)	0.1	99.6
50,001円以上 52,000円以下	2	(1)	0.1	99.7
52,001円以上	14	(11)	0.3	100.0
計	4,048	(1, 227)	100.0	-
平均所要額			12,228円	

注1 職員数欄の( )内の人員は、交通用具との併用者の数を内書したものである。

<sup>2</sup> 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累計割合と一致しない場合がある。

#### 3 交通用具使用者の距離階層別分布

## (1) 自動車使用者

距離階層	職員数	割合	累積割合
	)	%	%
5km未満	1,893 (22	9) 16.4	16.4
5km以上 10km未満	3, 185 (13	7) 27.6	44.0
10km以上 14km未満	2,067 (11	0) 17.9	61.9
14km以上 18km未満	1,444 (12	4) 12.5	74.4
18km以上 22km未満	1,076 (9	9.3	83.7
22km以上 26km未満	630 (5	5.5	89.2
26km以上 30km未満	383 (3	3.3	92.5
30km以上 34km未満	278 (2	2.4	94.9
34km以上 38km未満	178 (2	3)	96.4
38km以上 42km未満	145 (2	8) 1.3	97.7
42km以上 46km未満	95 (2	2) 0.8	98.5
46km以上 50km未満	59 (2	5) 0.5	99.0
50km以上 54km未満	36 (1	6) 0.3	99.3
54km以上 58km未満	30 (1	7) 0.3	99.6
58km以上 62km未満	17 (1	1) 0.1	99.7
62km以上	29 (2	3) 0.3	100.0
計	11,545 (97	3) 100.0	_
平均使用距離		13.7km	

注1 職員数欄の( )内の人員は、交通機関との併用者の数を内書したものである。

#### (2) 自転車等使用者

距離階層	職員数		割合	累積割合
		人	%	%
5km未満	436 (	(224)	54.9	54.9
5km以上 10km未満	198	(19)	24.9	79.8
10km以上 15km未満	81	(3)	10.2	90.0
15km以上 20km未満	48	(1)	6.0	96.0
20km以上 25km未満	27	(6)	3.4	99.4
25km以上 30km未満	2	(0)	0.3	99.7
30km以上	2	(1)	0.3	100.0
計	794 (	(254)	100.0	-
平均使用距離			6.6km	

注 1 職員数欄の( )内の人員は、交通機関との併用者の数を内書したものである。

<sup>2</sup> 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累計割合と一致しない場合がある。

<sup>2</sup> 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累計割合と一致しない場合がある。

# 第13表 再任用職員の給料表別・級別人員分布

1 暫定再任用職員[フルタイム勤務職員]

給 料 表	級計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行 政 職 給 料 表	134				132		1	1			
警察職 給料表	15				3	3	9				
研 究 職 給 料 表	7		7								
医療職給料表(2)	6					6					
医療職給料表(3)	2					2				•	
福祉職給料表	3		1		2						
高等学校等教育職給料表	160	13	147						•		
小学校および中学校等 教 育 職 給 料 表	157		157								
技能労務職給料表	17						•				
給料表計	501										

注 該当人員数が0の級は、空欄とした。

# 2 暫定再任用職員[短時間勤務職員]

給 料 表	級計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行 政 職 給 料 表	40				40						
警察職 給料表	3					1	2				
研 究 職 給 料 表	3		3								
医療職給料表(3)	2					2					
福祉職給料表	2		1		1						
高等学校等教育職給料表	7		7								
小学校および中学校等 教 育 職 給 料 表	10		10								
技能労務職給料表	3						1				
給 料 表 計	70										

注 該当人員数が0の級は、空欄とした。

#### 3 定年前再任用短時間勤務職員

給 料 表	級計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行 政 職 給 料 表	2				2						
警察職 給料表	1						1				
医療職給料表(3)	1					1					
高等学校等教育職給料表	4		4						•		
小学校および中学校等 教 育 職 給 料 表	3		3								
給料表計	11						-				

注 該当人員数が0の級は、空欄とした。

#### 第14表 60歳以上の職員の適用給料表別、任用の類型別人員

給 料 表	管理監督職勤務上限年 齢に伴う降任等	勤務延長型特例任用	異動可能型特例任用	左記以外の任用
	人	人	人	人
計	82		13	198
行 政 職 給 料 表	48			22
警察職給料表	3			8
研 究 職 給 料 表	3			1
医療職給料表(1)				
医療職給料表(2)	2			
医療職給料表(3)	1			
福祉職給料表	1			1
高等学校等教育職給料表	6		8	75
小学校および中学校等 教 育 職 給 料 表	18		5	83
技能 労務職 給料表				8

注1 令和5年3月31日以前からの勤務延長者、特例定年が適用される職員および定年に関する規定が適用されない職員を除く。

注2 管理監督職勤務上限年齢に伴う降任等は、管理監督職に就いている職員を、管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から最初の 4月1日までの期間に、管理監督職以外の職等への降任または降給を伴う転任をさせる任用等を表す。

注3 勤務延長型特例任用は、職務遂行上の事情や職務の特殊性から管理監督職に引き続き就かせる任用を表す。

注4 異動可能型特例任用は、年齢別人員構成等の事情から欠員が生じる複数の管理監督職に降任または転任させる任用を表す。

注5 左記以外の任用は、非管理監督職から非管理監督職への異動による任用等を表す。

# 民間給与関係資料

## 令和7年職種別民間給与実態調査について

今回の報告および勧告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

#### 1 調査の目的と時期

この調査は、一般職に属する職員の給与について検討するため、令和7年4月現在に おける民間給与の実態を調査したものである。

#### 2 調査機関

滋賀県人事委員会および人事院等

#### 3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所(母集団事業所)

全産業の企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所 680 事業所

(2) 調查対象職種

76 職種(行政職相当職種 22 職種 その他の職種 54 職種)

(3) 調査実人員

初任給関係 486 人(行政職に相当する調査実人員 452 人)、初任給関係以外の調査 職種 6,768 人(行政職に相当する調査実人員 6,169 人。なお、調査職種該当者(母集団)の推定数は、46,548 人であり、このうち、行政職に相当するものは 37,794 人である。)

#### 4 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

3の(1)に記載した事業所を人事院が統計上の理論に従い、組織、規模、産業により 12 層に層化し、これらの層から 138 事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。 調査の完結した事業所は、第 15 表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、 抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員および役員は全て除外し た。

#### 5 集計

総計および平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第15表 産業別・企業規模別調査事業所数

企業規模産業	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500 人以上 1,000人未満	100 人以上 500 人未満	50 人以上 100 人未満
	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産業計	123	27	15	18	44	19
鉱 業 ,採 石 業 ,砂利採取業、建設業	4	1	I	1	1	1
製 造 業	82	15	13	11	30	13
電気・ガス・熱供給・ 水道業、情報通信業、 運 輸 業 ,郵 便 業	10	5	_	1	3	1
卸 売 業 ,小 売 業	6	2		3	ı	1
金融業,保険業、不動産業,物品賃貸業	4	4 –		_	3	1
教育,学習支援業、医療,福祉、サービス業	17	4	2	2	7	2

注1 上記調査事業所のほか、実地調査に際し、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所が1所、調査不能の事業所が14 所あった。

<sup>2</sup> 調査対象事業所 138 所から事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所1所を除いた 137 所に占める調査完了事業所 123 所の割合(調査完了率)は、89.8%である。

<sup>3 「</sup>サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究,専門・技術サービス業」、「宿泊業,飲食サービス業」、「生活関連サービス業,娯楽業」、「複合サービス事業」および「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教および外国公務に分類されるものを除く。)である。

### 第16表 民間における企業規模別・職種別・学歴別給与額等

### その1 事務・技術関係職種

1 規模計(100人以上)

	調	平	令和7	年4月分平均支	を給額		
職種名	道 実	均	きまって支給			備考	対応級
	調査実人員	年齢	する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
	人	歳	円	円	円		
支店長	8	57.3	873, 204	389	872,815		本表2規模500人
大学卒	4	57.7	841,968	0	841,968	構成員50人以上の支店 (社)の長	以上および本表3規模100人以上
短大卒	-	_	_	_	_	(取締役兼任者を除く。)	500人未満の対応
高校卒	4	56.9	904, 908	784	904, 124		級欄参照のこと。
中学卒	_	_	_	_	_		
工場長	15	55.0	813, 207	0	813, 207		
大学卒	11	55.1	864,889	0	864,889	構成員50人以上の工場の	
短大卒	X	X	Х	X	X	長	同 上
高校卒	3	54.3	641,055	0	641,055	(取締役兼任者を除く。)	
中学卒	_	_	_	_	_		
事務部長	175	52.5	725, 265	2, 286	722, 979	2課以上または構成員20人	
大学卒	129	52.3	752,300	718	751,582	以上の部の長 職能資格等が上記部の長	
短大卒	23	52.6	650,771	8,405	642, 366	と同等と認められる部の	同 上
高校卒	23	53.4	647,667	5,080	642,587	長および部長級専門職	
中学卒	_	_		_	_	(取締役兼任者を除く。)	
技術部長	202	53.2	784,905	400	784, 505		
大学卒	167	53.0	801,540	458	801,082		
短大卒	10	52.2	755,642	75	755, 567	同 上	同 上
高校卒	24	55.5	672,362	95	672, 267		
中学卒	Х	X	Х	X	Х		
事務部次長	49	51.0	539,001	5,000	534,001	前記部長に事故等のある ときの職務代行者	
大学卒	32	51.8	548,689	5,026	543,663	職能資格等が上記部の次	
短大卒	10	55.0	589,590	0	589,590	長と同等と認められる部	同 上
高校卒	7	45.2	468, 409	8,787	459,622	の次長および部次長級専 門職	
中学卒	_	_	_	_	_	中間職(部長-課長間)	
技術部次長	36	52.3	638,518	228	638, 290		
大学卒	25	52.2	660,772	177	660,595		
短大卒	6	50.9	586,341	68	586, 273	同 上	同 上
高校卒	5	54.7	597, 138	660	596, 478		
中学卒	_	_		_	_		
事務課長	303	49.6	576,338	9,690	566,648	  2係以上または構成員10人	
大学卒	193	48.9	589, 291	8,978	580, 313	以上の課の長	
短大卒	40	49.6	546,002	14, 531	531,471	職能資格等が上記課の長	同 上
高校卒	70	51.7	557,974	8,778	549, 196	と同等と認められる課の 長および課長級専門職	
中学卒	_		_	_		wire size of 1 drips	
技術課長	463	48.8	640,449	5, 170	635, 279		
大学卒	330	48.0	656,307	5,826	650, 481		
短大卒	49	50.6	611,150	798	610,352	同 上	同 上
高校卒	82	51.7	583,929	5, 171	578, 758		
中学卒	2	53.5	530,522	0	530, 522		

注1 「X」は、調査実人員が1人の場合である。(以下この表において同じ。)

注2 「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。(以下この表において同じ。)

	調	平	令和 7 4	年4月分平均支	· 泛給額		
職種名	調査実人員	均 年 齢	きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)-(B)	備考	対 応 級
	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるとき	
事務課長代理	138	48.7	489, 188	33, 128	456,060	の職務代行者 課長に直属し部下に係長等の	本表 2 規模500人
大学卒	78	47.0	524, 191	34, 181	490,010	│役職者を有する者 │課長に直属し部下4人以上を	以上および本表3規模100人以上
短大卒	15	49.5	424,867	32,702	392, 165		500人未満の対応
高校卒	45	51.5	449, 103	31,329	417,774		級欄参照のこと。
中学卒	_	_	_	_	_	中間職(課長-係長間)	
技術課長代理	94	47.9	553, 465	27,970	525, 495		
大学卒	62	46.4	569,533	29, 992	539, 541		
短大卒	11	50.6	570,419	4,580	565, 839	同 上	同 上
高校卒	21	51.4	492,908	34,720	458, 188		
中学卒	_			_	_		
事務係長	379	46.7	481, 187	70,643	410, 544		
大学卒	195	44.6	487,776	72, 455	415, 321	  係の長および係長級専門	
短大卒	73	48.4	449,878	52, 227	397,651	職	同 上
高校卒	110	49.1	488, 382	78,671	409, 711		
中学卒	Х	X	Х	X	Х		
技術係長	503	44.1	526, 376	86, 145	440, 231		
大学卒	341	42.6	533, 058	93, 275	439, 783		
短大卒	52	46.6	520,842	66,035	454, 807	同 上	同 上
高校卒	109	48.3	505, 218	71, 424	433, 794		
中学卒	Х	X	Х	Х	Х		
事務主任	335	45.5	440,051	53,077	386, 974	係長等のいない事業所の主任	
大学卒	162	42.5	459, 783	59, 192	400, 591	のうち、課長代理以上に直属 し、部下を有する者	
短大卒	73	47.9	412, 453	45, 734	366, 719	係長等のいない事業所におい て、職能資格等が上記主任と	同上
高校卒	99	48.7	428, 982	48, 465	380, 517	同等と認められる主任	
中学卒	X	X	X 170 100	X 70 100	X	中間職(係長-係員間)	
技術主任	459	40.7	470, 166	70, 138	400,028		
大学卒	328	39.1	472, 252	73, 376	398, 876		
短大卒	47	43.4	464, 454	58, 072	406, 382	同 上	同上
高校卒	84	46.7	463, 267	61,497	401,770		
中学卒	1 220	20.0	200 205	20 570	220 COE		
事務係員	1,328	39.0	368, 265	38, 570	329, 695		
大学卒	674	36.2	396, 404	45, 129	351, 275		同上
短大卒 喜校女	246	41.5	332, 170	31,498	300, 672		]FJ -L
高校卒 中学卒	407 X	42.2 X	341,842 X	31,511 X	310,331 X		
技術係員		40.6	390, 534				
大学卒 大学卒	1,312 802	37.5	390, 334	50,601 53,907	339, 933 336, 425		
大子 <del>卒</del> 短大卒							同上
超大平 高校卒	168 339	45.8 44.9	397, 261 386, 478	49, 393 42, 966	347, 868 343, 512		
中学卒	3	48.7	472,665	69,701	402, 964		

注3 「中間職 (課長-係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級(格付)から職責が 課長と係長の間に位置付けられる者をいい、「中間職 (係長-係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資 格または給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。(以下この表において同じ。)

## 2 規模 500 人以上

	調素	平	令和74	年4月分平均支	<b>定給額</b>		
職種名	調査実人員	均 年	きまって支給	うち時間外	(A) (D)	備考	対 応 級
	員	龄	する給与 (A)	手当 (B)	(A)-(B)		
	人	歳	円	円	円		
支店長	7	56.9	878,621	451	878, 170		
大学卒	3	57.0	843,026	0	843,026	構成員50人以上の支店 (社)の長	行政職 9級
短大卒	_	_	_	_	_	(取締役兼任者を除く。)	11 政相 3 ///
高校卒	4	56.9	904,908	784	904, 124		
中学卒	_	_		_	_		
工場長	13	54.5	831,525	0	831,525		
大学卒	10	54.6	877,905	0	877,905	  構成員50人以上の工場の	
短大卒	Х	X	Х	X	X	長	同 上
高校卒	2	53.0	624, 158	0	624, 158	(取締役兼任者を除く。)	
中学卒	_	_	1	_	_		
事務部長	116	53.1	811,675	77	811,598	2課以上または構成員20人	
大学卒	94	53.0	828, 275	18	828, 257	以上の部の長	
短大卒	12	51.2	745,370	724	744,646	職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の	同 上
高校卒	10	55.2	713,701	0	713,701	長および部長級専門職	
中学卒	_	_		_	_	(取締役兼任者を除く。)	
技術部長	177	53.2	815, 183	460	814,723		
大学卒	149	53.0	829,366	514	828,852		
短大卒	9	52.6	774,935	85	774,850	同 上	同 上
高校卒	18	55.7	701, 123	139	700,984		
中学卒	X	X	X	Х	Х		
事務部次長	30	52.6	609,695	9, 296	600,399	前記部長に事故等のある ときの職務代行者	
大学卒	18	51.8	631,333	9,617	621,716	職能資格等が上記部の次	
短大卒	10	55.0	589,590	0	589,590	長と同等と認められる部のと思いま	同 上
高校卒	2	50.5	517,695	38, 185	479,510	の次長および部次長級専 門職	
中学卒	_	_	_	_	_	中間職(部長-課長間)	
技術部次長	28	52.6	655,641	301	655,340		
大学卒	21	52.8	665,513	212	665,301		
短大卒	3	50.1	653,798	148	653,650	同 上	同 上
高校卒	4	53.6	603,726	904	602,822		
中学卒	_	_	_	_	_		
事務課長	190	49.7	649,635	9,001	640,634	  2係以上または構成員10人	
大学卒	129	48.8	660,864	10,022	650,842	以上の課の長	   行政職 7級、8
短大卒	20	50.7	640,286	8,350	631,936	職能資格等が上記課の長	初以戦 7 級、O
高校卒	41	52.3	618,663	6,092	612,571	と同等と認められる課の 長および課長級専門職	
中学卒	_		_	_	_		
技術課長	384	48.6	661,626	5,675	655,951		
大学卒	288	47.9	670,746	6, 156	664,590		
短大卒	38	50.4	628, 238	56	628, 182	同 上	同上
高校卒	56	52.1	633, 274	7,669	625,605		
中学卒	2	53.5	530,522	0	530, 522		

	調本	平	令和7年	F4月分平均支	を給額		
職種名	調査実人員	均 年 齢	きまって支給す る給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) – (B)	備考	対 応 級
	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるとき	
事務課長代理	76	48.3	594, 357	56, 396	537,961	の職務代行者課長に直属し部下に係長等の	
大学卒	49	46.8	625, 435	57, 284	568, 151	役職者を有する者  課長に直属し部下4人以上を	行政職 5級、6
短大卒	5	46.7	498, 471	95,654	402,817	有する者 職能資格等が上記課長代理と	級
高校卒	22	52.1	544, 643	44, 522	500, 121	同等と認められる課長代理お よび課長代理級専門職	
中学卒	_	_	_	_	_	中間職(課長-係長間)	
技術課長代理	65	47.9	596, 256	28, 874	567, 382		
大学卒	42	45.9	612, 327	25, 365	586, 962		
短大卒	7	51.1	636, 797	7, 498	629, 299	同 上	同 上
高校卒	16	52.3	528, 361	49,969	478, 392		
中学卒	_		_	_	_		
事務係長	267	47.0	510,618	75,066	435, 552		
大学卒	144	44.3	510, 307	74,037	436, 270	係の長および係長級専門	   行政職 3級、4
短大卒	49	49.4	485, 778	57,771	428,007	職	11   以戦 3   放、4
高校卒	73	50.6	526,021	87,501	438, 520		
中学卒	Х	X	Х	Х	Х		
技術係長	414	44.1	534, 066	82,679	451,387		
大学卒	280	42.6	538, 548	88, 987	449,561		
短大卒	45	47.1	535,068	67,930	467, 138	同 上	同 上
高校卒	89	48.4	515, 558	67,422	448, 136		
中学卒	_	_	_	_	_		
事務主任	255	46.7	469, 502	56,668	412,834	係長等のいる事業所の主任 係長等のいない事業所の主任	
大学卒	123	43.2	494, 819	66,394	428, 425	のうち、課長代理以上に直属	<b>石砂聯 9 5 (</b> )
短大卒	54	49.0	435, 168	46,436	388, 732	し、部下を有する者 係長等のいない事業所におい	行政職 2級(一   部は3級、4級)
高校卒	78	50.5	453, 214	48, 345	404,869	て、職能資格等が上記主任と   同等と認められる主任	
中学卒	_	_	_	_	_	中間職(係長-係員間)	
技術主任	389	41.2	485,626	72,083	413, 543		
大学卒	271	39.7	488, 965	75,840	413, 125		
短大卒	40	43.2	482, 465	57,767	424,698	同上	同 上
高校卒	78	47.1	472, 302	63, 434	408,868		
中学卒	_		_	_	_		
事務係員	845	39.3	401,602	46,394	355, 208		
大学卒	447	36.2	433, 648	53, 207	380, 441		
短大卒	132	44.4	360, 746	41,279	319, 467		行政職1級
高校卒	265	42.7	361,119	35, 922	325, 197		
中学卒	X	Х	Х	Х	Х		
技術係員	949	42.2	406, 914	54, 371	352, 543		
大学卒	524	39.1	412,024	59,716	352, 308		
短大卒	139	46.7	406, 936	52,370	354, 566		同 上
高校卒	284	45.9	396, 239	44,717	351,522		
中学卒	2	46.9	473,098	72,574	400,524		

### 3 規模 100 人以上 500 人未満

	調	平		年4月分平均支			
職種名	調査実人員	均 年 齢	きまって支給す る給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)-(B)	備考	対 応 級
	人	歳	田	円	円		
支店長	X	X	X	Х	Х	H# . N ET # A 1 . II 1 . A 4 . 4	
大学卒	X	X	X	Х	Х	構成員50人以上の支店 (社)の長	行政職 7級、8
短大卒	_	_	_	_	_	(取締役兼任者を除く。)	級
高校卒	-	_	_	_	_		
中学卒	_	_	_	_	_		
工場長	2	57.5	713,000	0	713,000		
大学卒	X	X	Х	X	Х	構成員50人以上の工場の	
短大卒	_	_	_	_	_	長 (取締役兼任者を除く。)	同 上
高校卒	X	X	X	X	Х	(4X4年1又本1上日で防へ。)	
中学卒	_		_	_	_		
事務部長	59	51.6	584, 676	5,881		2課以上または構成員20人 以上の部の長	
大学卒	35	50.7	576, 735	2, 336	574, 399	職能資格等が上記部の長	<b>□</b> .
短大卒	11	53.6	583, 818	13,841	569, 977	と同等と認められる部の	同 上
高校卒	13	52.3	606,759	8, 227	598, 532	長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	
中学卒	-			_	FOF 071	(AVIIII IXAKIII G EVI 10)	
技術部長	25	53.5	585, 271	0	585, 271		
大学卒	18 X	53.2 X	574,177 X	0 X	574, 177 X	同上	同 上
短大卒 高校卒	6	55.0	609,623	0	609, 623	IH) II	III T
中学卒	— O	55. U	009,023	_	009,025		
事務部次長	19	49.0	456,715	1	456, 714	前記部長に事故等のある	
大学卒	14	51.7	458, 221	0	458, 221	ときの職務代行者 職能資格等が上記部の次	
短大卒	_	-	_	_	_	概能質格寺が上記部の次 長と同等と認められる部	同 上
高校卒	5	43.6	453,682	3	453,679	の次長および部次長級専	
中学卒	_	_	, _	_	_	門職 中間職(部長-課長間)	
技術部次長	8	51.3	585, 461	0	585, 461		
大学卒	4	48.9	636,300	0	636,300		
短大卒	3	51.5	528,683	0	528,683	同 上	同 上
高校卒	X	X	X	X	Х		
中学卒	_	_	_	_	_		
事務課長	113	49.4	469,096	10,699	458, 397	9 核リトまたは樺卍早10.1	
大学卒	64	49.1	465,024	7, 167	457,857	2係以上または構成員10人 以上の課の長	
短大卒	20	48.6	471,602	19,408	452, 194	職能資格等が上記課の長	行政職 5級、6 級
高校卒	29	50.9	476,970	12, 364	464,606	と同等と認められる課の 長および課長級専門職	
中学卒	_	_	_	_	_	大い 50 0 1小文//文寸 1 14版	
技術課長	79	49.7	517, 181	2, 228	514, 953		
大学卒	42	48.5	530, 181	2,944	527, 237		
短大卒	11	51.6	535, 935	4,065	531,870	同上	同 上
高校卒	26	50.8	490,086	419	489,667		
中学卒	_	_	_	_	_		

	調	平	令和74	年4月分平均支	 z給額		
職種名	調査実人員	均 年 齢	きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備考	対 応 級
	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるとき	
事務課長代理	62	49.0	389,000	10,961	378,039	の職務代行者   課長に直属し部下に係長等の	
大学卒	29	47.1	396,510	5,046	391,464	役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を	行政職 4級
短大卒	10	50.6	396, 358	8,320	388,038	有する者職能資格等が上記課長代理と	11 政城 子顺
高校卒	23	51.1	374, 248	20,993	353, 255	同等と認められる課長代理お	
中学卒	_	_	_	_	-	よび課長代理級専門職 中間職 (課長 - 係長間)	
技術課長代理	29	48.0	474, 991	26, 313	448,678		
大学卒	20	47.2	493, 128	38, 253	454,875		
短大卒	4	49.8	466, 212	0	466,212	同 上	同 上
高校卒	5	49.3	415,081	1, 245	413,836		
中学卒	_	_	_	_	_		
事務係長	112	46.0	416, 431	60,911	355,520		
大学卒	51	45.3	429, 305	68, 349	360,956	なの目れとがは目如声明	
短大卒	24	46.8	385,605	42,300	343, 305	係の長および係長級専門 職	行政職 3級
高校卒	37	46.5	417,570	62,060	355,510		
中学卒	_	_	_	_			
技術係長	89	43.8	483,668	105, 395	378, 273		
大学卒	61	42.7	502, 439	117, 188	385, 251		
短大卒	7	42.6	394, 492	49, 206	345, 286	同 上	同 上
高校卒	20	47.6	458, 148	89,642	368,506		
中学卒	Х	X	X	Х	Х		
事務主任	80	42.0	348,869	41,960	306,909	係長等のいる事業所の主任 係長等のいない事業所の主任	
大学卒	39	40.3	349, 845	36,595	313, 250	のうち、課長代理以上に直属	
短大卒	19	44.5	343,827	43,614	300, 213	し、部下を有する者   係長等のいない事業所におい	行政職 2級 (一部は3級)
高校卒	21	43.2	351,747	48,847	302,900	て、職能資格等が上記主任と 同等と認められる主任	( HI IS S MAY
中学卒	Х	X	X	Х	Х	中間職(係長-係員間)	
技術主任	70	37.6	383, 811	59, 271	324,540		
大学卒	57	36.5	389, 306	61, 147	328, 159		
短大卒	7	44.7	365, 673	59,747	305, 926	同 上	同 上
高校卒	6	40.9	342,589	35,631	306,958		
中学卒	_	_	_	_	_		
事務係員	483	38.4	314, 323	25, 912	288,411		
大学卒	227	36.3	321, 159	28,808	292, 351		
短大卒	114	38.8	305, 160	22, 253	282,907		行政職1級
高校卒	142	41.3	311,674	24,607	287,067		
中学卒	_		_	_	_		
技術係員	363	35.1	337, 299	38, 349	298,950		
大学卒	278	33.9	340, 286	40,506	299,780		
短大卒	29	39.0	322, 767	26,466	296,301		同 上
高校卒	55	39.1	326, 257	32, 162	294,095		
中学卒	X	X	X	X	X		

### 4 【参考】規模 50 人以上 100 人未満

	調	平	令和74	年4月分平均支	<b>支給額</b>	
職種名	査 実	均	きまって支給			備考
	調査実人員	年齢	する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	VII. 3
	人	歳	円	円	円	
支店長	_	_	_	_	_	
大学卒	_	_	_	_	_	構成員50人以上の支店 (社)の長
短大卒	_	_	_	_	_	(取締役兼任者を除く。)
高校卒	_	_	_	_	_	
中学卒	_		_	_	-	
工場長	X	Х	Х	Х	Х	
大学卒	Х	Х	Х	Х	Х	構成員50人以上の工場の
短大卒	_	_	_	_	_	長 (取締役兼任者を除く。)
高校卒	-	_	_	_	_	(以神仅兼任有を防へ。)
中学卒	_		_	_		
事務部長	5	53.3	537,614	0		2課以上または構成員20人
大学卒	2	50.5	602, 215	0	602, 215	以上の部の長 職能資格等が上記部の長
短大卒	X	X	Х	Х	Х	と同等と認められる部の
高校卒	2	54.5	405,600	0	405,600	長および部長級専門職
中学卒		_	_	_	_	(取締役兼任者を除く。)
技術部長	11	52.0	509, 804	0	509, 804	
大学卒	4	53.3	480, 738	0	480, 738	H .
短大卒	3	48.8	529, 024	0	529, 024	同上
高校卒	4	53.3	524, 455	0	524, 455	
中学卒	-	47.0	240 470	_	240 470	前記部長に事故等のある
事務部次長	2 X	47.0 X	340,470 X	0 X	340, 470 X	ときの職務代行者
大学卒 短大卒	Λ	Λ	Λ	Λ	Λ	職能資格等が上記部の次 長と同等と認められる部
超人 <del>平</del> 高校卒	Х	Х	X	X	X	の次長および部次長級専
同校 <del>平</del> 中学卒	л —	л —		Λ	Λ _	門職 中間職(部長-課長間)
技術部次長	_	_	_		_	中间城(部女一跃女间)
大学卒	_	_	_	_	_	
短大卒	_	_	_	_	_	同上
高校卒	_	_	_	_	_	1,7 —
中学卒	_	_	_	_	_	
事務課長	16	47.8	457,027	26,580	430, 447	
大学卒	7	49.2	449, 324	316	449,008	2係以上または構成員10人以上の課の長
短大卒	_	_	_	_	_	職能資格等が上記課の長
高校卒	9	46.7	463,019	47,008	416,011	と同等と認められる課の
中学卒						長および課長級専門職
技術課長	18	46.9	433, 337	18, 284	415,053	
大学卒	7	47.6	419,695	8,934	410,761	
短大卒	2	47.0	387, 398	0	387,398	同 上
高校卒	9	46.3	454, 157	29,619	424, 538	
中学卒	_	_		_	_	

	調	平	令和 7 :	年4月分平均支	三輪額	
職種名	調査実人員	均 年 齢	きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) – (B)	備考
	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるとき
事務課長代理	6	46.8	452,903	19, 299	433,604	の職務代行者   課長に直属し部下に係長等の
大学卒	5	45.3	473, 334	11,130	462, 204	役職者を有する者   課長に直属し部下4人以上を
短大卒	_	_	_	_	_	有する者 職能資格等が上記課長代理と
高校卒	Х	X	Х	Х	Х	同等と認められる課長代理お
中学卒	_	_	_	_	_	よび課長代理級専門職 中間職 (課長 - 係長間)
技術課長代理	3	55.8	441,246	27,090	414, 156	
大学卒	Х	X	Х	Х	Х	
短大卒	_	_	_	_	_	同 上
高校卒 中学卒	2 —	59.5 —	452, 235 —	40,635	411,600	
事務係長	39	47.7	415, 187	27, 746	387, 441	
大学卒	21	47.8	436, 060	27, 740	408, 356	
短大卒	9	48.8	395, 937	17, 108	378, 829	係の長および係長級専門
高校卒	8	46.9	388, 964	39, 497	349, 467	職
中学卒	X	X	X	Х	X	
技術係長	16	46.0	436,732	62,023	374, 709	
大学卒	5	44.3	414, 747	50, 769	363, 978	
短大卒	3	45.2	350, 089	9,867	340, 222	同 上
高校卒	8	47.4	482,963	88,616	394, 347	
中学卒	_	_	_	_	_	
事務主任	13	41.7	323, 490	51,194	272, 296	係長等のいる事業所の主任
大学卒	5	39.5	316,512	50,285	266, 227	係長等のいない事業所の主任 のうち、課長代理以上に直属
短大卒	3	49.8	274, 135	24,701	249, 434	し、部下を有する者 係長等のいない事業所におい
高校卒	5	38.9	360,081	67,998	292,083	て、職能資格等が上記主任と 同等と認められる主任
中学卒	_		_	-	-	中間職(係長-係員間)
技術主任	6	42.8	346,038	33,820	312, 218	
大学卒	3	45.5	387,541	32,946	354, 595	
短大卒	Х	X	Х	Х	Х	同 上
高校卒	2	35.0	290, 442	33, 942	256,500	
中学卒	_	_	_	_	_	
事務係員	148	41.9	308,655	20, 236	288, 419	
大学卒	70	38.7	310, 337	20,340	289, 997	
短大卒	15	45.4	298, 738	13,800	284, 938	
高校卒	61	45.1	310,538	21,885	288, 653	
中学卒	2	43.0	257, 177	13, 211	243, 966	
技術係員	86	41.1	353, 160	37, 267	315, 893	
大学卒	36	39.1	343,690	33, 170	310, 520	
短大卒	12	37.1	361,935	45, 965	315, 970	
高校卒	38	44.2	359, 289	38, 393	320, 896	
中学卒	_		_	_	_	

その2 研究関係職種(規模計(100人以上))

	調	平	令和74	年4月分平均支	:給額	
職種名	調査実人員	均 年 齢	きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) – (B)	備考
	人	歳	円	円	円	
研究所長	3	53.4	782,773	776	781,997	構成員 50 人以上の所の長 (取締役兼任 者を除く。)
研究部(課)長	43	48.2	628, 306	2, 191	626, 115	2室(係)以上または構成員7人以上 の部(課)の長
研究室(係)長	43	41.6	475,688	20,798	454,890	構成員3人以上の室(係)の長
主任研究員	43	35.3	372,739	42,018	330,721	下記研究員より上位の者 (研究所長の職名を有する者、上記研 究部(課)長および研究室(係)長を除 く。)
研 究 員	45	30.9	331,498	38, 491	293,007	
研究補助員	12	28.1	301, 402	23, 526	277,876	

### その3 医療関係職種(規模計(100人以上))

	調	平	令和74	年4月分平均支	:給額	
職種名	調査実人員	均 年 齢	きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) – (B)	備考
	人	歳	円	円	円	
病 院 長	_	_	_	_	_	部下に医師または歯科医師5人以上
副院長	_	_	_		_	上記病院長に事故等のあるときの職務 代行者
医 科 長	Х	Х	Х	Х	Х	部下に医師または歯科医師1人以上
医師	3	37.2	937, 002	32, 159	904, 843	
歯 科 医 師	Х	Х	Х	X	Х	
薬 局 長	2	49.5	566, 108	102,664	463, 444	部下に薬剤師2人以上
薬 剤 師	5	37.5	419, 195	77,930	341,265	
診療放射線技師	21	40.0	376, 605	76,519	300,086	
臨床検査技師	17	36.8	353, 273	53,019	300, 254	
栄 養 士	8	37.4	302, 592	31,006	271,586	
理学療法士	35	32.7	323, 952	33,047	290,905	
作業療法士	15	32.9	315, 756	46,006	269,750	
総看護師長	Х	Х	Х	Х	X	部下に看護師長5人以上
看護師長	39	44.0	482, 124	99,981	382, 143	部下に看護師または准看護師5人以上
看 護 師	80	33.0	372, 367	70,052	302, 315	
准看護師	15	43.1	359, 828	80,053	279,775	

その4 教育関係職種(規模計(100人以上))

	調	平	令和 ′	7年4月分平均支	給額	
職種名	調査実人員	均 年 齢	きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) – (B)	備考
	人	歳	円	円	円	
大学学部長	9	56.6	1,019,534	78,985	940,549	
大 学 教 授	64	55.7	995, 091	50,796	944, 295	
大学准教授	46	46.2	835, 957	41,383	794,574	
大 学 講 師	13	44.6	742, 051	61,389	680,662	
大 学 助 教	3	55.5	778, 473	0	778, 473	
高等学校教頭	3	50.2	861,110	0	861,110	
高等学校教諭	26	40.9	690, 243	33,961	656, 282	

### その5 技能・労務関係職種(規模計(100人以上))

		調査実	平	令和7年	年4月分平均支流		
職種名	各	重実人員	均 年 齢	きまって支給す る給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備考
		人	歳	円	円	円	
自家用乗用自動車選	重転手	Х	X	X	X	X	業務委託契約等に基づき、他の事業所に おいて業務に従事している者を除く。
用 務	員	_	_		_	_	

### その6 再雇用者(規模計(100人以上))

	調	平	令和74	<b>年</b> 4月分平均支持	給額	
職種名	調査実人員	均 年 齢	きまって支給す る給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) – (B)	備考
	人	歳	円	円	円	
事務・技術部長	10	62.6	650, 371	0	650, 371	
事務・技術次長	3	61.3	492, 379	34,730	457,649	
事務・技術課長	13	63.0	527,740	3, 265	524, 475	
事務・技術課長代理	X	X	X	Х	X	
事務・技術係長	13	62.2	395, 860	10,582	385, 278	
事務・技術主任	2	60.5	328, 268	2, 533	325, 735	
事務・技術係員	270	62.5	300, 643	20, 491	280, 152	

#### 第17表 民間における職種別・学歴別・企業規模別初任給

(令和7年4月)

ATTA MAICO		:v., <u>1 m</u> :v., m			(市和1平年月)
職種	学 歴	規 模 計 (100人以上)	規模 500 人以上	規模 100 人以上 500 人未満	【参考】 規模 50 人以上 100 人未満
新卒事務員・技術者計	大学 卒	円 234,410 213,022 194,950	円 240,337 216,337 200,547	円 221, 949 ※ 205, 604 183, 836	※ 228,000 ※ 197,250 ※ 228,500
新卒事務員	大学 卒	231, 474 205, 584 190, 423	235, 962 × 204, 125 200, 048	222, 124 ※ 207, 090 ※ 179, 194	<pre></pre>
新卒技術者	大学 卒	240,512 222,816 198,067	249, 351 226, 412 200, 792	<pre></pre>	× 240,750 - × 228,500
新 卒 研 究 員	大学卒	X	X	-	-
新卒研究補助員	高校卒	-	-	-	-
準 新 卒 医 師	大学卒	-	-	-	-
準 新 卒 薬 剤 師	大学卒	X	-	Х	-
準新卒診療放射線技師	養成所卒	-	-	-	-
新卒栄養士	大学卒	X	Х	-	-
準 新 卒 看 護 師	養成所卒	※ 231,533	X	× 242,600	-
準新卒准看護師	養成所卒	Х	- M L + A よ L # (	Х	

注1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額(採用のある事業所の平均)であり、時間外手当、家族 手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

- 「X」は、調査事業所が1事業所の場合である。
- 4 「※」は、調査事業所が5事業所以下であることを示す。

#### 第18表 民間における住宅手当の支給状況

支給	の有	無	割	合		
支約	合する		56.3%			
支給	しない		43.7%			
借家・借間居住者	音に対する住宅=	手当	30,000 円以上			
月額の最高支	給額の中位階層	į	31,000	円未満		

注 企業規模 100 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所を対象として集計したものである。

#### 第19表 民間における通勤手当の支給状況

その1 自動車使用者に対する通勤手当の支給状況

支給する	運賃等相当額制 距離段階別 定額制		一律定額制	その他	支給しない	
%	%	%	%	%		%
99.4	(15.4)	(73.4)	(0.0)	(11.2)	0.6	

<sup>「</sup>準新卒」とは、令和6年度中に資格免許を取得し、令和7年4月までの間に採用された者をいう。 なお、医師については、令和4年3月または令和5年に大学卒業後、免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、令和7年4月 までの間に採用された者(令和6年4月採用者を除く)に限っている。

注1 支給形態の( )内は自動車使用者に通勤手当を支給する事業所を 100 とした割合である。 2 企業規模 100 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所を対象として集計したものである。(以下その4までにおいて同じ。)

#### その2 距離段階別定額制における支給月額

距離(片道)	5km	10km	20km	30km	40km	50km
支給月額	3,959円	7,470円	14,574 円	21,579 円	28,339 円	34,598 円
距離(片道)	60km	70km	80km	90km	100km	
支給月額	43,327 円	51,061 円	58,093 円	66,151 円	73,434 円	

注 当該距離段階を設定している事業所を対象に集計した平均支給額である。

#### その3 外部の駐車場を利用する自動車使用者に対する駐車場利用に係る通勤手当の支給状況

+ %		支 給	形態		- 支給しない	
支給する	全額支給制	文				
%	%	%	%	%		%
58.9	(24.8)	(58.2)	(0.0)	(17.0)	41.1	

注 支給形態の ( ) 内は、外部の駐車場を利用する自動車使用者に駐車場利用に係る通勤手当を支給する事業所を 100 とした割合である。

#### その4 外部の駐車場を利用する自動車利用者に対する駐車場利用に係る通勤手当の月額支給の状況

	この子 介部の紅手物を行行する自動手行用作に対する紅手物作用に放る起動すヨック語文語の代抗								
	月額								
3,000 円未満	3,000 円以上 4,000 円未満	4,000 円以上 5,000 円未満	5,000 円以上 6,000 円未満	6,000 円以上 7,000 円未満	7,000 円以上 8,000 円未満	8,000 円以上 9,000 円未満	9,000 円以上 10,000 円未満		
14.6%	0.0%	0.0%	38.9%	0.0%	9.4%	12.2%	0.0%		
月	額								
10,000 円以上 15,000 円未満	15,000 円以上								
13.0%	11 9%								

注1 外部の駐車場を利用する自動車使用者に駐車場利用に係る通勤手当を全額支給制または制限支給制、一律定額制として支給する事業所を 100 とした割合である。

#### 第20表 民間における特別給の支給状況

AT LO DO POPULOTO DE 19.			
項目	区分	事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
		円	円
平均所定内給与月額	下半期(A1) 上半期(A2)	378, 880 387, 642	323, 226 335, 297
特別給の支給額	下半期 (B1) 上半期 (B2)	896, 894 874, 790	690, 429 725, 709
		月分	月分
特別給の支給割合	下半期(B1/A1) 上半期(B2/A2) 年間計	2. 37 2. 26 4. 63	2.14 2.16 4.30
年間の平均		4.63	月分

注1 下半期とは令和6年8月から令和7年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

<sup>2</sup> 全額支給制および制限支給制にあっては最高支給月額。

<sup>2</sup> 年間の平均は、特別給の支給割合を公務員の人員構成に合わせて求めたものである。

<sup>3</sup> 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

第21表 民間における初任給の改定状況

	項目			初任給の改定状況			
学歴	学歴 企業規模			据置き	減額	の採用なし	
	規模計 (100 人以上)	33.2	(82.5)	% (17.5)	% -	% 66.8	
<del>باد</del> محدم ۱	500 人以上	37.5	(80.8)	(19.2)	-	62.5	
大学卒	100 人以上 500 人未活	专 28.6	(84.9)	(15.1)	-	71.4	
	【参考】 50 人以上 100 人未溢	27.8	(60.0)	(40.0)	-	72.2	
	規模計 (100 人以上)	25.0	(95.4)	(4.6)	ı	75.0	
高校卒 高校卒	500 人以上	33.4	(93.3)	(6.7)	-	66.6	
同权平	100 人以上 500 人未活	<b>5</b> 16.2	(100.0)	_	_	83.8	
	【参考】 50 人以上 100 人未清	11.1	(0.0)	(100.0)	-	88.9	

## 第22表 民間における給与改定の状況

その1 ベース改定の実施状況

役職段階	項目	ベースアップ	ベース改定中止	ベースダウン	ベース改定の 慣 行 な し
IX MIXIT	規模計(100人以上)	% 77.4	% 2.8	0.0	% 19.8
	500 人以上	84.2	0.0	0.0	15.8
係員	100 人以上 500 人未満	70.0	5.8	0.0	24.2
	【参考】 50 人以上 100 人未満	66.7	0.0	0.0	33.3
	規模計(100人以上)	65.5	5.2	0.0	29.4
	500 人以上	65.6	0.0	0.0	34.4
課長級	100 人以上 500 人未満	65.3	10.5	0.0	24.2
	【参考】 50 人以上 100 人未満	66.7	0.0	0.0	33.3

注 ベース改定の慣行の有無が不明およびベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

注1 事務員と技術者のみを対象としたものである。 2 ( )内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。

#### その2 定期昇給の実施状況

		· -						
	項目							
役職段階	企業規模	定期昇給 制度あり	定期昇給 実施	増額	減額	変化なし	定期昇給中止	定期昇給制度なし
		%	%	%	%	%	%	%
	規模計 (100 人以上)	89.8	89.8	34.6	6.4	48.8	0.0	10.2
	500 人以上	91.4	91.4	32.6	9.1	49.6	0.0	8.6
係員	100 人以上 500 人未満	88.0	88.0	36.9	3.3	47.8	0.0	12.0
	【参考】 50 人以上 100 人未満	83.3	83.3	33.3	8.3	41.7	0.0	16.7
	規模計 (100 人以上)	83.3	78.0	31.2	4.0	42.8	5.3	16.7
	500 人以上	86.0	84.0	33.7	4.9	45.5	1.9	14.0
課長級	100 人以上 500 人未満	80.6	71.8	28.6	3.1	40.1	8.8	19.4
	【参考】 50 人以上 100 人未満	78.6	71.4	28.6	7.1	35.7	7.1	21.4

注 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定およびベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。 なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。

#### 第23表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

係	員	課 長 級		部 長 級		
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	
50.7	% 49.3	% 44.1	% 55. 9	42.7	57.3	

注 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

#### 第24表 民間における定年制の状況等

#### その1 定年制の状況

定年制あり	定年	定年制なし	
	60 歳	61 歳以上	
%	%	%	%
100.0	72.8	27.2	-

注1 定年制の有無を回答した事業所を 100 とした割合である。

#### その2 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

項 目 区 分	給与減額あり	60 歳で減額	給与減額なし
	%	%	%
課 長 級	64.3	45.1	35.7
非 管 理 職	54.7	40.4	45.3

注1 「定年年齢を 60 歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む(その3において同じ。)。

<sup>2</sup> 企業規模 100 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所を対象として集計したものである。(以下その3までにおいて同じ。)。

<sup>2</sup> 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

# その3 定年年齢を 60 歳から引き上げた事業所のうち、60 歳で給与を減額している事業所における 60 歳を超える従業員の年間給与水準

課長	級	非	管 理 職	
	%			%
68.1			71.0	

注 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

# 生計費関係資料

## 令和7年4月の標準生計費

標準生計費は、大津市における最も標準的な生活の水準を求めるため、家計調査(総務省)等に基づき、勤労者世帯のうち、1人世帯および夫婦のみまたは夫婦とその子で構成される複数人世帯(2人~5人世帯)について、世帯人員別に世帯主の想定年齢を設定し、令和7年4月の標準生計費を算定した。

標準生計費は、次の5つの費目を対象として算定している。各費目の内容は、それぞれ 家計調査等の次に掲げる大分類項目に対応する。

食料 費……食料

住 居 関 係 費……住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費……被服および履物

雑 費 I ……保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑 費 Ⅱ……その他の消費支出(諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金)

第25表 大津市における費目別、世帯人員別標準生計費

(令和7年4月)

世帯人員費目	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食 料 費	39,050	52,750	67,470	82, 180	96,900
住居関係費	38, 450	49,910	41,650	33,400	25, 140
被服・履物費	5,270	3,730	5,930	8, 140	10,350
雑 費 I	27, 220	39,890	55, 550	71,200	86,860
雑 費 Ⅱ	11,870	19,320	25, 280	31,240	37,200
計	121,860	165,600	195, 880	226, 160	256, 450